

日本都市学会ニュース NO. 51

2020.12.5

発行 日本都市学会 〒630-8528 奈良市高畑町 奈良教育大学根田克彦研究室内

TEL : 0742-27-9176 郵便振替 00130-0-512255

〈e-mail〉info@toshigaku.org 〈ホームページ〉http://www.toshigaku.org/

日本都市学会第 67 回大会は オンライン大会で開催しました

日本都市学会第 67 回大会は、2020 年 10 月 31 日（土）・11 月 1 日（日）に、新型コロナウイルス感染対策として、オンライン大会で開催しました。

【10 月 31 日（土）】13:00 から、日本都市学会浦野正樹会長の開会挨拶に引き続き、主催地域学会であります近畿都市学会の山崎健会長の挨拶が行われました。

引き続き 13:10 から「新型コロナ感染状況下に生きる一都市／大学（教育研究）／市民生活」をテーマとして、シンポジウムが開催されました。

コーディネータの浦野正樹氏（早稲田大学・日本都市学会会長）より、テーマの趣旨文の解題として、コロナ禍の出来事の推移に関する基本情報が提供されました。引き続き、車相龍氏（長崎県立大学）、平篤志氏（香川大学・中四国都市学会会長）、石原肇氏（近畿大学）、井澤知且氏（名古屋学院大学・中部都市学会会長）、浅野幸子氏（減災と男女共同参画研修推進センター共同代表）、松村茂氏（東北芸術工科大学・東北都市学会会長）、森傑氏（北海道大学）7 名による話題提供が行われました。それらの話題からテーマを絞り、質疑応答形式でのトークセッションが行われました。

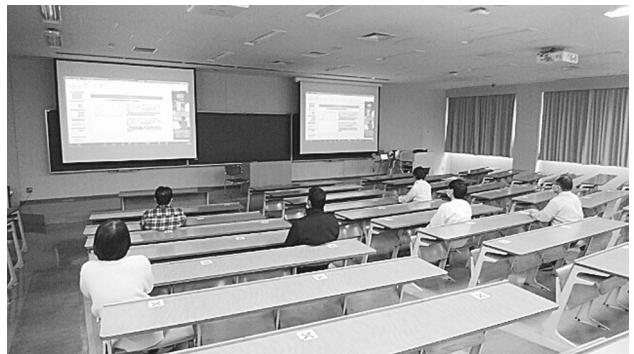
16:00 から、神戸学院大学有瀬キャンパス・サイトで、2020 年度の日本都市学会賞（奥井記念賞）、日本都市学会論文賞の授賞式が行われました。



授賞式の画像が、オンラインで参加者に送信されました。左より西山弘泰氏（論文賞受賞）、久保隆行氏（学会賞受賞）、浦野会長

引き続き日本都市学会 2020 年度総会が開催されました。

【11 月 1 日（日）】9:30 から、近畿大学東大阪キャンパスと神戸学院大学有瀬キャンパスの 2ヶ所にサイトを設け、研究報告の運営を行いました。報告プログラムは午前 3 セッション、午後 3 セッションで、各セッション 6 報告で、合計 36 の報告がされました。



研究報告のオンライン画像をサイトの会場で聴講する参加者（神戸学院大学有瀬キャンパス・サイトでは 3 会場が設けられました）

主催の近畿都市学会、大会開催実行委員会事務局には、初めてのオンライン大会に向け、日本都市学会ホームページ内に「大会特設サイト」を設置し関連情報を提供するとともに、日本都市学会 2020 年度大会の「報告者用マニュアル」・「司会者用マニュアル」・「総会用マニュアル」の作成など、準備・運営に尽力していただきました。また、研究報告の 3 セッションには、各々 2 名の技術サポーターが付き、トラブルもなくスムーズに運営されました。関係各位には厚く感謝申し上げます。

会員の皆さまには、オンライン大会になり、お手数をおかけしましたが、皆さまのご協力のお蔭をもちまして「日本都市学会第 67 回大会」を無事に開催することができました。心から感謝申し上げます。

日本都市学会第 67 回大会は同時に近畿都市学会 2020 年度秋季大会を兼ねております。さらに、オンライン大会となりましたので、中四国都市学会 2020 年度大会も兼ねることとなりました。（中四国都市学会共催）

なお、オンライン大会の副産物として、海外からの研究報告もあり、国際的な大会となりました。

日本都市学会 2020 年度総会報告

2020 年度日本都市学会総会は、2020 年 10 月 31 日(日)16:45 からオンラインで開催されました。

近畿都市学会山崎健会長を議長に選出して、以下の 9 議案が審議されました。その結果、いずれも異議なく原案どおり議決されました。また引き続いて、6 件の報告がなされ、いずれも承認されました。総会の参加者は 51 名でした。

議案 1	2019 年度事業報告
議案 2	2019 年度決算
議案 3	2020 年度事業計画
議案 4	2020 年度予算
議案 5	会長の承認
議案 6	監事の承認
議案 7	理事の承認
議案 8	日本都市学会倫理綱領について
議案 9	日本都市学会会則改訂について
報告 1	常任理事について
報告 2	2020 年度日本都市学会賞等について
報告 3	日本都市学会第 68 回大会について
報告 4	日本都市学会の運営課題を検討する調査委員会報告
報告 5	日本都市学会倫理委員会規定について
報告 6	日本都市学会会員数の状況

議案 1 2019 年度事業報告

(1) 日本都市学会第 66 回大会の開催

開催日時 2019 年 10 月 25～27 日
 開催学会 中四国都市学会
 開催都市 広島県広島市
 開催テーマ 「地方中枢都市の課題と展望」

(2) 日本都市学会年報の発行

VOL. 52 「成長する都市」(2019 年 5 月発行)

(3) 論文審査委員会

研究発表会終了後、論文審査作業の開始

(4) 日本都市学会賞の選定

2019 年 4 月 30 日 推薦等締め切り
 2019 年 9 月 8 日 選考委員会開催、同日第 2 回
 理事会において決定
 2019 年 10 月 26 日 大会において授賞式

(5) 日本都市学会総会の開催

2019 年 10 月 26 日
 監事の承認：北村速雄（九州）継続、吉本勇（中四国）新任

「日本都市学会の運営課題を検討する調査委員会」の発足が報告された。

(6) 理事会および拡大理事会の開催

第 1 回理事会（2019 年 6 月 23 日）
 2018 年度事業報告・決算案、2019 年度事業計画・予算案、第 66 回・67 回大会予定、各事務局から

の報告他

第 2 回理事会（2019 年 9 月 8 日）

2019 年度学会賞・論文賞等の決定、第 66 回大会
 予定、各事務局からの報告他

第 3 回理事会（2019 年 10 月 25 日）

総会提出議案の決定、第 66 回大会直前確認事項、
 第 67 回大会予定、各事務局からの報告他

第 4 回理事会（2020 年 3 月 29 日）

2019 年度事業報告・決算見込み、2020 年度事業計
 画・予算案、第 66 回大会報告、第 67 回大会予定
 について、各事務局からの報告他

なお、新型コロナウイルス対策などで、リアル会
 議と Zoom による遠隔会議の併用とした。

(7) 日本都市学会の運営課題を検討する調査委員会の開催

第 1 回調査委員会（2019 年 10 月 25 日）

第 2 回調査委員会（2020 年 3 月 29 日）

(8) 日本都市学会ニュースの発行とホームページのメンテナンス

日本都市学会ニュース No. 48 2019 年 7 月 10 日

日本都市学会ニュース No. 49 2019 年 12 月 5 日

議案 2 2019 年度決算

(自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日)

収入の部 (2019 年度) (円)

科目	予算	決算
学会会費（当該年度分）	1,900,000	1,769,000
学会会費（過年度分）	0	115,600
年報売上高	630,000	651,000
雑収入	70,000	106,475
前年度繰越金	1,028,233	1,028,233
計	3,628,233	3,670,308

支出の部 (2019 年度) (円)

科目	予算	決算
大会関係費	500,000	500,000
理事会・常任理事会関係費	700,000	656,816
論文審査委員会関係費	100,000	3,000
年報関係費	1,150,000	1,119,405
(VOL. 51)	(1,050,000)	(1,084,405)
(VOL. 52)	(100,000)	(35,000)
学会賞関係費	150,000	31,340
事務局経費	500,000	381,674
備品費	10,000	0
雑費	60,000	0
予備費	458,233	0
次年度繰越	0	978,073
計	3,628,233	3,670,308

正味資産の部

資産 (2020 年 3 月 31 日現在残高)

郵便振替口座	¥ 202,622
三菱東京 UFJ 銀行奈良支店	¥ 769,870
手持ち現金	¥ 5,581
計	¥ 978,073

負債 なし

議案3 2020年度事業計画**(1) 日本都市学会第67回大会の開催**

開催日時 2020年10月31日～11月1日
 開催学会 近畿都市学会
 開催形式 オンライン開催
 テーマ 「新型コロナ感染状況下で生きる—
 都市／大学(教育研究)／市民生活—」

(2) 日本都市学会年報の発行

VOL. 53 「地方中枢都市における課題と展望」
 (2020年5月発行)

(3) 論文審査委員会

研究発表会終了後、論文審査作業の開始

(4) 日本都市学会賞の選定

2020年4月 推薦等締め切り
 2020年9月 選考委員会開催、同日第2回理事会
 において決定

2020年10月31日(土) 大会において授賞式

(5) 日本都市学会総会の開催

2020年10月31日(土)

(6) 理事会および常任理事会の開催

第1回理事会(2020年6月28日)

2019年度事業報告・決算案、2020年度事業計画・
 予算案、第67・68回大会予定、各事務局からの
 報告他 新型コロナウイルス対策で、リアル会議
 とZoomによる遠隔会議の併用形式で開催

2020年度臨時理事会(2020年度8月11日)

2020年度オンライン大会の持ち方について
 完全遠隔会議で開催

第2回理事会(2020年9月13日)

2020年度学会賞・論文賞等の決定、第67回大会
 予定、各事務局からの報告他 リアル会議とZoom
 による遠隔会議の併用形式で開催

第3回理事会(2020年10月28日)

総会提出議案の決定、第67回大会直前確認事項、
 第68回大会予定、各事務局からの報告他

第4回理事会(2021年3月28日)

2020年度事業報告・決算見込み、2021年度事業計
 画・予算案等、第67回大会報告、第68回大会予
 定、各事務局からの報告他 完全遠隔会議で開催

(7) 日本都市学会ニュースの発行とホームページのメンテナンス

日本都市学会ニュース No. 50 2020年8月20日
 日本都市学会ニュース No. 51 2020年12月5日

議案4 2020年度予算

(自2020年4月1日 至2021年3月31日)

収入の部

科目	2019年度	2020年度
学会会費(当該年度分)	1,900,000	1,900,000
学会会費(過年度分)	0	0
年報売上高	630,000	630,000
雑収入	70,000	70,000
前年度繰越金	1,028,233	978,073

計	3,628,233	3,578,073
---	-----------	-----------

支出の部

科目	2019年度	2020年度
大会関係費	500,000	500,000
理事会・常任理事会関係費	700,000	700,000
論文審査委員会関係費	100,000	50,000
年報関係費	1,150,000	1,250,000
(VOL. 52)	(1,050,000)	(1,150,000)
(VOL. 53)	(100,000)	(100,000)
学会賞関係費	150,000	100,000
事務局経費	500,000	500,000
備品費	10,000	10,000
雑費	60,000	60,000
予備費	458,233	408,073
計	3,628,233	3,578,073

議案5 会長の承認

推薦選挙の結果を踏まえ、2021・2022年度日本都市
 学会会長として、浦野氏を推薦いたします。

浦野正樹(関東) 継続

議案6 監事の承認

新監事(2021年度・2022年度)は、次の2名を推
 薦いたします。

吉本勇(中四国) 継続

松山明(中部) 新任

議案7 理事の承認

(1) 支部会長理事

松村茂(東北)、大矢根淳(関東・新)、
 井澤知且(中部)、山崎健(近畿)、
平篤志(中四国・新)、外井哲志(九州)

(2) 支部選出理事

増田聡(東北)、熊田俊郎(関東)、西野淑美(関東)、
 磯部友彦(中部・新)、石田信博(近畿)、佐藤彰男
 (近畿)、川瀬正樹(中四国・新)、浅見良露(九州)

議案8 日本都市学会倫理綱領について

日本都市学会倫理綱領(案)

日本都市学会は、都市学の研究・教育及び学会運
 営に当たって依拠すべき基本原則と理念を定め、
 「日本都市学会倫理綱領」として発表する。

都市学の研究に従事する者はすべて、研究の誠実
 さ、研究仲間に対する誠実さを持ち、法令遵守に努
 めなければならない。日本学術会議は「声明 科学
 者の行動規範—改訂版—」(2013年1月25日)を
 発表し、学問の自由の下でわれわれが享受する権利
 とともに科学者の責務を明らかにしている。そこで
 は科学者が従うべき倫理、研究の公平さ、社会的機
 能への配慮、法令遵守を宣言している。われわれは
 一科学者としてこの声明にのっとり、なおかつ学会
 の会員としての責務を表明するものである。

第1条(公正と信頼)

会員は、都市学の研究・教育、学会の運営に当たって、公正を維持し社会の信頼を損なわないようにしなくてはならない。

第2条(研究における姿勢)

会員は、正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の向上に努め、研究により生み出される知の正確さと正当性を示す最善の努力を払わなくてはならない。

第3条(研究成果公開の努力)

会員は、研究の公益性と社会的責任を自覚し、研究成果の公表に努めなければならない。

第4条(研究環境及び研究対象に対する配慮)

会員は、人権やプライバシーに配慮しなくてはならない。

第5条(研究資金の適正な取り扱い)

会員は、研究資金を適正に取り扱わなくてはならない。

第6条(著作権侵害の禁止)

会員は、研究のオリジナリティを尊重し、著作権の侵害、剽窃・盗用、二重投稿をしてはならない。

第7条(法令遵守)

会員は、法令の遵守に努めなければならない。

第8条(差別の禁止)

会員は、思想信条、性別、性的指向、年齢、出自、宗教、民族、障害の有無、家族状況などで差別的行為をしてはならない。

第9条(ハラスメントの禁止)

会員は、学会の内外においてセクシャルハラスメントやアカデミック・ハラスメントなどハラスメントに当たる行為をしてはならない。

(この綱領は2020年度総会決定日に施行する)

議案9 日本都市学会会則改訂について

日本都市学会会則改訂

新	旧
<p>第3条 本会の本部事務局は、4年ごとに定める総会で決定する支部が担当するものとし、その支部が指定する都市に本部事務局を置く。</p> <p>2. 本部事務局所在地とする。</p> <p>3. 本会の事務の一部を本部担当支部以外の支部が分担することができる。</p>	<p>第3条 本会の本部事務局は、4年ごとに定める総会で決定する支部が担当するものとし、その支部が指定する都市に本部事務局を置く。</p> <p>2. 本部事務局所在地を学会所在地とする。</p>
<p>第8条 会員(名誉会員を除く)になろうとする者は、会員1名以上の推薦により、理事会の承認を経なければならない。</p> <p>2. 前項の入会審査を</p>	<p>第8条 会員(名誉会員を除く)になろうとする者は、会員1名以上の推薦により、理事会の承認を経なければならない。</p> <p>2. 名誉会員に推薦され</p>

<p><u>支部に委任することができる。委任を受けた支部は、年度末までに新入会員の名簿を理事会に報告しなければならない</u></p> <p>3. 名誉会員に推薦された者は、入会手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となり、かつ会費を納めることを要しない。</p>	<p>た者は、入会手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となり、かつ会費を納めることを要しない。</p>
<p>(懲戒)</p> <p>第11条 会員に対する懲戒は、理事会が決定する。</p> <p>2. 懲戒の種類は次のとおりとする。</p> <p>(1)除名</p> <p>(2)退会勧告</p> <p>(3)会員の一部資格停止</p> <p>3. 理事会が懲戒処分を行ったときには直後の総会に報告しなければならない。</p> <p>(以下条文が1ずつ繰り下がる)</p>	
<p>第13条 本会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1名</p> <p>(2) 理事</p> <p>①支部会長理事 7名</p> <p>②支部選出理事若干名</p> <p>1支部について1名を選出する。ただし、1支部会員数が100名を超えるときは、100名につき1名を追加する。</p> <p>③会務担当理事 若干名</p> <p>本部を担当する支部は2名、それ以外の支部は1名とする。</p> <p>(3)監事 2名</p> <p>(4)顧問 若干名</p>	<p>第12条 本会に、次の役員を置く。</p> <p>(3) 会長 1名</p> <p>(4) 理事</p> <p>① 支部会長理事 7名</p> <p>②支部選出理事 若干名</p> <p>1支部について1名を選出する。ただし、1支部会員数が100名を超えるときは、100名につき1名を追加する。</p> <p>③常任理事 若干名</p> <p>(5) 監事 2名</p> <p>顧問 若干名</p>
<p>第14条 会長および監事は理事会において推薦し、総会の承認を受ける。</p> <p>2. 支部会長理事・支部選出理事・会務担当理事は該当支部が選出した</p>	<p>第13条 会長および幹事は理事会において推薦し、総会の承認を受ける。</p> <p>2. 支部会長理事・支部選出理事は該当支部が選出した者につき、総会</p>

<p>者につき、総会の承認を受ける。</p> <p>3. 顧問は、理事会の推薦により、総会の承認を受ける。</p>	<p>の承認を受ける。</p> <p>3. 常任理事は、理事会の議を経て、会長が委託する。</p> <p>4. 顧問は、理事会の推薦により、総会の承認を受ける。</p>	<p>報告する。</p> <p>6. 顧問は、重要な会務につき、会長もしくは理事会の諮問に応じ、または会長もしくは理事会に勧告する。顧問については、第9条の規定に関わらず、会費を免除する。</p>	<p>報告する。</p> <p>6. 顧問は、重要な会務につき、会長もしくは理事会の諮問に応じ、または会長もしくは理事会に勧告する。顧問については、第9条の規定に関わらず、会費を免除する。</p>
<p><u>第15条</u> 会長、理事および監事の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。</p> <p>2. 会長は、2期を越えて就任することはできない。</p> <p>3. 支部会長理事・支部選出理事・<u>会務担当理事</u>が支部の都合により任期中に退任するときは、同じ支部から選出された後任者が前任者の残任期間、支部会長理事・支部選出理事・<u>会務担当理事</u>に就任するものとする。</p> <p>4. 役員は、その任期を満了しても後任の役員が選任されないときは、本条第1項および第2項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されるまでの間、継続して役員の任務を行う。</p>	<p><u>第14条</u> 会長、理事および監事の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。</p> <p>2. 会長は、2期を越えて再任することはできない。</p> <p>3. 支部会長理事・支部選出理事が支部の都合により任期中に退任するときは、同じ支部から選出された後任者が前任者の残任期間、支部会長理事・支部選出理事に就任するものとする。</p> <p>4. 役員は、その任期を満了しても後任の役員が選任されないときは、本条第1項および第2項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されるまでの間、継続して役員の任務を行う。</p>	<p><u>第20条</u> <u>理事会は、会長およびすべての理事をもって構成する。</u></p> <p><u>2. 理事会は、会長が随時これを招集する。</u></p> <p><u>3. 会長は、理事の3分の1以上の要求があるときには理事会を招集しなくてはならない。</u></p> <p>4. 理事会は、次の職務を行う。</p> <p>(1) 総会の議案の準備</p> <p>(2) 本会則、諸規定および総会の決定に基づく会務の運営に関する審議または協議</p> <p>(3) 会長が諮問する事項の審議</p> <p>(4) 本会則第13条1項第2号に定める①支部会長理事が提起する事項の審議</p> <p>(5) 本会則に基づく規程及び細則の制定</p> <p>(6) 本会の事務の監督</p> <p>(7) その他本会則の定める理事会の任務を執行する。</p> <p>5. 理事会の議事は、出席構成員の過半数でもって決定する。</p> <p><u>6. 会長は、理事の一部による打ち合せ会議を招集することができる。</u></p>	<p><u>第19条</u> 理事会は、会長が随時これを招集する。</p> <p>2. 理事会は、総会の議案の準備、総会の決定に基づく会務の運営に関する協議、その他本会則の定める理事会の任務を執行する。</p> <p>3. 理事会の議事は、出席理事の過半数でもって決定する。</p>
<p><u>第16条</u> 会長は本会を代表し、会務を総理する。会長に事故があるときは、会長の指名する理事または理事会の互選による理事が会長の職務を代理する。</p> <p>2. 理事は、理事会を組織し、会務の運営にあたる。</p> <p>3. 支部会長理事は、各支部を代表し、本会と各支部の連絡調整にあたる。</p> <p>4. <u>会務担当理事は、所属する支部が分担する本会の事務を担当し、またはその連絡調整に当たる。</u></p> <p>5. 監事は、会計を監査し、監査の結果を総会に</p>	<p><u>第15条</u> 会長は本会を代表し、会務を総理する。会長に事故があるときは、会長の指名する理事または理事会の互選による理事が会長の職務を代理する。</p> <p>2. 理事は、理事会を組織し、会務の運営にあたる。</p> <p>3. 支部会長理事は、各支部を代表し、本会と各支部の連絡調整にあたる。</p> <p>4. 常任理事は、常務を執行するほか、理事会の決定するほか、理事会の決定する事務を分担する。詳細は別に定める。</p> <p>5. 監事は、会計を監査し、監査の結果を総会に</p>	<p>【付則】</p> <p>11 本会則の改正は2021年4月1日から施行する。</p> <p>4. 会則第12条(旧第11)の中の(1)北海道について、当面の間支部としての機能を停止する。</p>	

報告 4 日本都市学会の運営課題を検討する調査委員会報告

1. 経緯

今般、日本都市学会の運営上の問題点が露わになった。このため 2019 年 4 月に就任した浦野正樹会長から日本都市学会の運営上の問題点とその対応策、合わせて学会としての倫理規程を設けることが提案され、2019 年 6 月第 1 回理事会で委員会設置方針が承認され、同年 9 月 8 日の第 2 回理事会において会則第 16 条に基づく「日本都市学会の運営課題を検討する調査委員会」が発足した。

問題点として、2018 年 10 月 20 日の日本都市学会総会に端を発する混乱という直接的なものとこれと連動する運営体制に関わるものと二つの問題がある。

第一点の直接的な経緯は次のようなものである。2018 年 10 月 20 日の日本都市学会総会において、理事会から提案された監事の人事が否決された。このことに関する総会議事録の記載が事実と反することを指摘し、議事録を作成した本部責任者の責任及び事務局におけるパワーハラスメントの追及を求めた臨時総会開催の要求が杉野尚夫会員からなされた。この要求は会則第 17 条第 2 項の要件を満たすものであることが確認されている。2019 年 3 月に堂前亮平会長が病気を理由に辞任し、会則に従い堂前会長の指名により井澤知且氏が会長代理となり、井澤会長代理の下で臨時理事会が開催され、総会議事録不実記載および臨時総会開催を妨げたことを理由に小長谷一之常任理事に対し辞任を勧告し、同氏はこれを受け入れた。これに伴い杉野会員は臨時総会開催の要求を取り下げた。第二の運営体制に関する問題として、2018 年当時の事務局の会計担当者が辞任するなど、事務局体制が脆弱さを見せ、本部を担当する近畿都市学会も事務局の抜本的改革に手を付けることができなかった。会長が調整に当たることもなかった。

資料

- ① 「議事録作成と杉野氏への対応の経緯」(2019 年 6 月 23 日拡大理事に提出された根田克彦常任理事メモ)
- ② 日本都市学会ニュース No47(2019.3.31.)
- ③ 議事録(修正済・日本都市学会 2019 年度総会、日本都市学会 2019 年度第 1 回～第 3 回議事録)

2. 問題点

- (1) 会則第 17 条第 2 項に会員 20 名以上の要求があった場合に臨時総会の招集が定められている。しかし今回、会長及び事務局を統括する者が事務を懈怠した場合に対応をとることができなかった。
- (2) (1)への対応のため理事会の開催要求をしたが、会則第 19 条第 1 項により会長が招集権を持つのみであって臨時理事会開催の義務はなかった。また理事会の権能として、会則第 13 条第 1 項

により会長及び監事の総会への推薦、同第 15 条第 2 項により会務の運営、同第 19 条第 2 項により総会の議題整理が定められるのみで、会務の重要事項に関する権限は特に定められていない。すなわち会長及び事務局が機能不全になった場合に対処する手段を持たない。

- (3) 常任理事は形式上会長が委託するものとなっている。分担事務局体制となり地域都市学会が担当する事務の責任を負うにもかかわらず、地域都市学会のコントロール下に置くことができない場合がある。今回本部事務局を担当する近畿都市学会が日本都市学会事務局を十分に掌握できなかった一因はここにある。会長の出身母体である支部が学会本部を担当することを前提にした時代の制度が残存していることの弊害が現れたと言える。
 - (4) 今回総会開催要求の理由の中にパワーハラスメントが含まれていたが、ハラスメントに関する対処規程がない。
- ### 3. 問題点への対策
- (1) 問題点(1)(2)から理事会の機能強化が求められる。理事の要求により理事会の招集ができるようにすることと理事会の権限強化をする。
 - (2) 問題点(3)から常任理事の在り方を変える。常任理事を会務担当理事として、基本的に地域都市学会が担当する事務を担当し、支部が選出し総会承認事項とする。
 - (3) 問題点(4)に対し、学会としての倫理規程を設け、研究倫理および組織内の行動倫理を定めるものとする。また会則に懲戒規定を設け、審査するための機関を定める。
 - (4) 現行の会則は、分担事務局体制等現状を踏まえたものとなっていない。円滑な会務運営のため、併せて検討を進める。
 - (5) 上記対応のため、日本都市学会会則改訂および日本都市学会倫理綱領を制定し、併せて関連規程の整備を行う。

報告 5 日本都市学会倫理委員会規定について

日本都市学会倫理委員会規定

第 1 条(目的)

本委員会(以下、委員会)は、日本都市学会倫理綱領に基づき、本学会員の研究・教育・学会活動等における倫理に関わる問題について、会長からの諮問・付託にこたえ、または会員から申し出があった事項を審議し、必要な助言、報告又は勧告を行う。

第 2 条(委員会構成)

委員は理事会から選出された所属支部を異にする 6 名をもって構成する。

2 委員長は委員の互選による。

3 委員会は、必要に応じ非会員を含む理事以外の専門委員を 1 名以内選任することができる。

4 委員の任期は 2 年間とし、再任は 1 回までとする。ただし委員の任期途中で理事の交代があったと

きには、理事の残任期間の間委員を継続することができる。

第3条(職務)

委員会の職務は次の各号に該当する事項を審議し、会長に対し、助言、報告又は勧告を行う。

- (1) 日本都市学会倫理綱領に関するもの。
- (2) 本学会会員であって所属機関において、ハラスメントによる処分、研究の遂行又は研究資金の不適正な処理により処分を受けたもの。
- (3) 本学会会員であって刑事事件に関与したもの。
- (4) 会長から諮問又は付託された事項。
- (5) 会員から日本都市学会倫理綱領に関する事項で本委員会委員に対し申し出があった事項。

2 前項の審議事項であって会則第11条にかかわるものについては理事会に対しても報告を行わなくてはならない。

報告6 日本都市学会会員数の状況

地域都市学会別会員数の推移

年度	2016	2017	2018	2019	2020
北海道	7	7	8	9	9
東北	78	82	66	65	60
関東	151	148	149	141	134
中部	87	91	92	90	86
近畿	157	160	153	149	137
中四国	48	42	43	43	47
九州	72	67	61	67	63
本部	1	1	1	1	1
合計	601	579	573	565	537

会員数の減少に対して、各地域都市学会と本部とが一緒になって、若い会員が入会したくなる等の対策の検討を望む意見が昨年度総会に続いて、今年度総会でもありました。

2020年度臨時理事会報告

2020年度臨時理事会は、2020年8月11日(火)17時から、オンラインによる完全遠隔会議形式(Zoomによる)で開催されました。浦野正樹会長、増田聡、松村茂、熊田俊郎、大矢根淳、西野淑美、井澤知且、磯部友彦、石田信博、佐藤彰男、山崎健、平篤志、川瀬正樹、外井哲志、浅見良露の各理事、森傑、田淵義英、土居洋平、大塚俊幸、井上馨、佐野光彦、酒井高正、川田力、石川雄一の各常任が出席しました。(全員の出席)

議事の概要は以下のとおりです。

- (1) 今年度のオンライン大会の持ち方
 - ・ 近畿都市学会会長の山崎理事より、第67回大会についての尼崎市との交渉経過の説明がありました。最終的にオンライン大会を尼崎市で行うことが不可能との結論に至りました。尼崎市か

らは、「ライブ大会が1年間延期され、2021年度に開催できる場合は、是非協力したい」との意向を示されました。

- ・ 浦野会長から、会長作成の「日本都市学会大会運営案に基づき大会運営の基本イメージ(案)の目次に沿って説明がなされ、理事会参加者全員の情報の共有が図られました。
- ・ オンライン大会のメイン基地を近畿大学東大阪キャンパスとし、サブ基地を神戸学院大学有瀬キャンパスとすることになりました。
- ・ 今回の学会ニュースの発行の後には要旨集などの発行はせず、要旨集はホームページに掲載することに決めました。さらに、大会の特設サイトを設け、情報の最新化に努めることにしました。
- ・ 第3回理事会は、敢えて直前に開催する必要がないので、少し前に開催することに決めました(理事会は通常、大会開催初日のエクスカージョンの後に開催するのが慣例)。
- ・ 大会の運営費については、議論になったが、現状では例年通りを考えているが、Zoomの費用や技術サポート費用など不確実なものもあり今後検討し、節約に努めることで一致しました。
- ・ 調査委員会からは、①報告、②倫理綱領、③倫理規定、④会則の改訂を考えているとの報告がありました。
- ・ シンポジウムについては、会長発案の素案について、全地域学会会長が賛同されました。他の内容を含め「大会運営案」が了承されました。
- ・ 大会形式が大幅に変わったことを、会員に伝える役割は学会ニュースで行い、細かな内容はホームページを見ていただくことを基本とし、その効果がでるよう「この意見に沿った内容文章を学会ニュースと同封する」ことを決めました。
- ・ 「本年度の大会は、近畿都市学会が主体で、オンライン大会を開催する」ことが承認されました。早急に、実行委員会を組織し、準備をはじめることとなりました。

(2) その他

- ・ 日本都市学会2021・2022年度会長選挙について、会長選挙実施要項に基づき、8月11日に選挙人(日本都市学会理事)に関係書類を郵送した旨説明。
- ・ 「日本都市学会賞(奥井記念賞)」選考委員会、日本都市学会論文賞選考委員会は、9月13日(日)に神戸学院大学有瀬キャンパスで、ライブ会議とZoomによる遠隔会議併用開催通知。
- ・ 第2回理事会は、9月13日(日)に神戸学院大学有瀬キャンパスで、ライブ会議とZoomによる遠隔会議の併用での開催を通知。

2020年度第2回理事会報告

2020年度第2回理事会は、2020年9月28日(日)

14時から神戸学院大学有瀬キャンパス 15号館 151Lで開催されました。新型コロナウイルス感染対策として、ライブ会議と Zoom による遠隔会議併用で開催しました。

ライブ出席者として、浦野正樹会長、佐藤彰男理事、佐野光彦、酒井高正、石川雄一、井上馨の各常任理事が参加しました。

遠隔会議出席者として、増田聡、松村茂、熊田俊郎、大矢根淳、西野淑美、井澤知旦、磯部友彦、石田信博、山崎健、平篤志、川瀬正樹、外井哲志、浅見良露の各理事、森傑、田淵義英、土居洋平、大塚俊幸、川田力の各常任が出席しました。（全員の出席）

議事の概要は以下のとおりです。

(1) 2019年度事業報告案および決算報告案について
事業報告案の内容は、2020年度第1回理事会の報告どおりで、「総会の議案1」とすることで、承認されました。決算案は、第1回理事会と同じで、資料の内容をもって、「総会議案2」とすることで、承認されました。同様に監査結果も再確認されました。

(2) 2020年度事業計画案および予算案

- (1) 日本都市学会第67回大会の開催
- (2) 日本都市学会年報の発行
- (3) 論文審査委員会
- (4) 日本都市学会賞等の選定
- (5) 理事会および常任理事会の開催
- (6) 日本都市学会ニュースの発行など

以上の内容（詳細は省略）をもって、「総会の議案3」とすることで承認されました。予算案は、第1回理事会と同じで、資料の内容をもって「総会資料4」とすることで承認されました。

(3) 学会賞事務局報告および学会賞への外国語文献の推薦について

・学会賞事務局報告

2020年9月13日開催の選考委員会において以下のように決定いたしました。

- (1) 日本都市学会賞（奥井記念賞）
久保隆行氏著『都市・地域のグローバル競争戦略』
- (2) 日本都市学会論文賞
西山弘泰氏『地方都市郊外における空き家と住宅地の再生—宇都宮市を事例に—』

上記の選考委員会の決定について、第2回理事会において承認されました。

・学会賞への外国語文献の推薦について

学会賞事務局より、学会賞における外国語文献等の推薦についての理事、常任理事へのアンケート結果が説明されました。審査体制がとれるかなどの意見がだされました。今後、規定の改定等の内容を詰めていただき、第3回理事会および第4回理事会で検討することになりました。

(4) 年報事務局報告

年報事務局から、年報 Vol. 53 の発行状況および、概算収支見込みが報告されました。

(5) 論文審査事務局報告

令和2年度は論文審査委員会委員の半数を改選する年にあたります。会長から該当する地域学会に対し候補者の推薦をお願いしたい旨の申し入れがありました。

(6) 第67回大会の準備について

9月10日現在の参加申し込み数43名と報告希望者数35名の現状報告がありました。中四国都市学会の平会長より、第67回大会を中四国都市学会の年次大会を兼ねて共催の形式にしたいとの希望がだされ、近畿都市学会および本部も了承いたしました。初めてのオンライン開催であり、スムーズに行うため、大会開催実行委員会の役割分担等を決め、情報の共有化を速やかに図ることになりました。今後、シンポジウムの進め方、表彰式・総会の進め方などを決めます。

(7) 第68回大会について

近畿都市学会から、「第68回大会開催に関してのお願い」が提出されました。第68回大会を来年に、近畿都市学会の主管で、第67回大会開催予定であった尼崎市で開催する計画が示されました。第68回大会開催予定の中部都市学会では、近畿都市学会の申し入れについて、中部都市学会理事会で了承の賛意を得たとの報告を受けました。他の地域都市学会もすべて1年間ズレることに了承していただきました。

(8) その他

・会長推薦選挙について

推薦選挙の結果を踏まえ、2021・2022年度日本都市学会会長として浦野正樹氏を推薦することとし、「総会の議案5」とすることで承認されました。

・監事の推薦の件

2021・2022年度監事の推薦として、吉本勇氏（中四国・継続）と松山明（中部・新規）を推薦することとし、「総会の議案6」とすることで承認されました。

・理事の推薦の件

支部会長理事および支部選出理事（P.3参照）を推薦することとし、「総会の議案7」とすることで了承されました。

・日本都市学会の運営課題を検討する調査委員会について

(1) 日本都市学会の運営課題を検討する調査委員会報告案

(2) 日本都市学会倫理綱領案

(3) 日本都市学会倫理委員会規定案

(4) 日本都市学会会則改訂案

4回の調査委員会を踏まえ、報告書をはじめ上記4つの提案の説明があり、意見交換がな

されました。最終的に総会の議案・報告として以下の内容になりました。

「日本都市学会の運営課題を検討する調査委員会報告」は「総会の報告 4」

「日本都市学会倫理綱領」は「総会の議案 8」

「日本都市学会倫理委員会規定」は「総会の報告 5」

「日本都市学会会則改訂」は「総会の議案 9」

2020 年度第 3 回理事会報告

2020 年度第 3 回理事会は、2020 年 10 月 28 日(水) 18 時から完全 Zoom による遠隔会議で開催されました。例年は、大会の 1 日目のエクスカージョン後に開催していましたが、オンライン大会となり、少し前に開催することになりました。

議事の概要は以下のとおりです。

- 議案 1 2019 年度事業報告
 - 議案 2 2019 年度決算報告
 - 議案 3 2020 年度事業計画
 - 議案 4 2020 年度予算
 - 議案 5 会長の承認
 - 議案 6 監事の承認
 - 議案 7 理事の承認
 - 議案 8 日本都市学会倫理綱領について
 - 議案 9 日本都市学会会則改訂について
- 総会の議案として、以上の 9 議案を最終決定しました。
- 報告 1 常任理事について
 - 報告 2 2020 年度都市学会賞等について
 - 報告 3 日本都市学会第 68 回大会について
 - 報告 4 日本都市学会の運営課題を検討する調査委員会報告
 - 報告 5 日本都市学会倫理委員会規定について
 - 報告 6 日本都市学会会員数の状況
- 総会の報告として、以上の 6 報告を最終決定しました。

- ・「第 67 回大会直前確認」を行いました。
- ・「第 68 回大会開催について」説明がありました。
- ・分担事務局の交代期の手続きの確認のお願いをしました。

2021 年度から本部事務局は関東都市学会

会則第 3 条に定める本会の事務局は、2021 年 4 月 1 日から関東都市学会が担当することになりました。これに伴い、分担事務局は以下のようになります。

本部事務局	関東都市学会
年報担当事務局	近畿都市学会
学会賞担当事務局	東北都市学会
論文審査担当事務局	中四国都市学会
大会担当事務局	大会開催担当学会

2020 年度日本都市学会賞等決まる

日本都市学会賞（奥井記念賞）

久保隆行氏(関東)『都市・地域のグローバル競争戦略』時事通信社、2019.1.11 発行

選考理由:本書は世界都市論の理論的フレームワークについて体系的にサーベイしたうえで、世界都市論の実証化と位置付けられる主要な世界都市ランキングの構造、特質について比較研究し、世界都市ランキングに共通する指標をもとにして、日本の都市におけるグローバル戦略の構築を展開するという試みを行った野心的な著作である。本書前半では、世界都市論と日本の都市システム研究の成果をもとに、グローバル時代における都市システムの形成原理と階層性の調査・分析手法について論じている。本書後半では、ケーススタディとして福岡市に焦点を当て、福岡市と人口・産業規模において共通性のある海外の都市をベンチマークしつつ、アジアに近い福岡市のグローバル競争戦略を導出している。

労作で非常に情報量があり、世界都市レベルの研究を丁寧抑えたうえで、さらに地方中枢都市レベルにまで展開している点、地方圏の自治体におけるビジョン作成や政策立案に際して、有益な方法論を提供することが期待されることから、学会賞受賞にふさわしい書籍として評価された。

日本都市学会論文賞

西山弘泰氏(関東)『地方都市郊外における空き家と住宅地の再生—宇都宮市を事例に一』日本都市学会年報 VOL. 51、2018 年 5 月発行

選考理由:都市郊外の空き家に多くの若い世代が転入している事実に着目し、ある種の動的平衡が生じていることを立証した論文である。各種資料の分析および論理展開に優れていることにくわえ、都市郊外再生のひとつの方向性を示す研究として高く評価された。

日本都市学会特別賞（学術共同研究賞）及び

日本都市学会特別賞（まちづくり）はありませんでした。

第 68 回大会は尼崎市で開催します

第 68 回大会は、新型コロナウイルス感染対策で 1 年間延びました「尼崎市」で開催する予定です。

- ・日時予定：2021 年 10 月 22 日(金)～24 日(日)
- ・開催地予定：尼崎市
- ・会場：アルカイクホール（総合文化センター）
- ・大会テーマ：ラストベルト産業都市の再生と進化

日本都市学会年報 VOL. 53 が発行されました

日本都市学会年報 VOL. 53 は、発行され(5 月 31 日)

発行)、会員各位に送付されました。本号は、特集「地方中枢都市の課題と展望」で広島大会の基調講演、シンポジウムなどの内容が収録され、査読付き論文 29 編、研究論文 6 編、学会の諸記録などが掲載され総ページ数 360 ページになっています。

学会員以外でもご希望の方には 1 冊 3,000 円でお頒けしております。注文は年報担当事務局まで。

2021 年度学会賞等を募集します

2021 年度の学会賞(奥井記念賞)等の募集が始まります。3 月下旬に、学会賞担当事務局から各地域都市学会事務局あてに推薦依頼をお送りします。各地域都市学会では、現物 8 部および推薦理由を添えて 4 月末日までに学会賞担当事務局まで送付して下さい(8 部の献本が困難な場合、4 部以上(2 部以上は献本、残りは借用)をお願いいたします)。

6 月から選考委員の選考作業が開始され、9 月開催予定の選考委員会で選考結果をとりまとめ、理事会において決定されます。

2020 年度論文審査委員会委員決まる

委員	都市経済	石田信博 (2 期)
委員	都市社会	大井慈郎 (2 期)
委員	都市計画	大枝良直 (2 期)
委員	都市地理	川瀬正樹 (2 期)
委員	社会学	松橋達矢 (1 期)
委員	地理学	山本匡毅 (1 期)
委員	経済地理	阿部亮吾 (1 期)

2020 年度日本都市学会役員(10.31 現在)

会長 浦野正樹(関東)

理事 増田聡(東北)、松村茂(東北)、熊田俊郎(関東)、大矢根淳(関東)、西野淑美(関東)、井澤知旦(中部)、磯部友彦(中部)、石田信博(近畿)、佐藤彰男(近畿)、山崎健(近畿)、平篤志(中四国)、川瀬正樹(中四国)、外井哲志(九州)、浅見良露(九州)

常任理事 森傑(北海道)、田淵義英(東北)、土居洋平(関東)、大塚俊幸(中部)、井上馨(近畿)、佐野光彦(近畿)、酒井高正(近畿)、川田力(中四国)、石川雄一(九州)

監事 北村速雄(九州)、吉本勇(中四国)

分担事務局

■■本部事務局(近畿都市学会)

〒630-8528 奈良市高畑町 奈良教育大学 根田克彦研究室内 TEL: 0742-27-9176

■年報担当事務局(中部都市学会)

〒487-8501 春日井市松本町 1200 番地 中部大学 人文学部大塚研究室内 TEL: 0568-51-9107 / FAX: 0568-52-0622

e-mail: chubutoshi@isc.chubu.ac.jp

■学会賞担当事務局(九州都市学会)

〒577-8505 東大阪市御厨栄町 4-1-10 大阪商業大学経済学部 石川雄一研究室内 責任者: 石川雄一 TEL: 06-6785-6130 / Fax 06-6781-8438

E-mail: ishikawa@daishodai.ac.jp

■論文審査担当事務局(東北都市学会)

〒970-8034 福島県いわき市平上荒川字長尾 30 福島工業高等専門学校コミュニケーション情報学科 田淵義英研究室気付 TEL: 0246-46-0850 責任者: 田淵義英

e-mail: tabuchi@fukushima-nct.ac.jp

■大会担当事務局(近畿都市学会)

〒530-0001 大阪市北区梅田 1-2-2-600 大阪駅前第 2 ビル 6 階 大阪市立大学大学院創造都市研究科 小長谷研究室内

e-mail: info@kintoshi.org

地域都市学会事務局

◎北海道都市地域学会 〒062-8520 札幌市豊平区西岡 3 条 7 丁目 3-1 札幌大学女子短期大学部経営学科小山研究室内 TEL: 011-852-9342 (直通)

e-mail: koyama-s@sapporo-u.ac.jp

◎東北都市学会 〒970-8034 福島県いわき市平上荒川字長尾 30 福島工業高等専門学校コミュニケーション情報学科 田淵義英研究室気付 TEL: 0246-46-0850

e-mail: tabuchi@fukushima-nct.ac.jp

◎関東都市学会 〒214-8580 神奈川県川崎市多摩区東三田 2-1-1 専修大学経済学部河藤佳彦研究室内 TEL: 044-911-1048

e-mail: info@kanto-toshigakkai.com

◎中部都市学会 〒487-8501 春日井市松本町 1200 番地 中部大学人文学部大塚研究室内 TEL: 0568-51-9107 / FAX: 0568-52-0622

e-mail: chubutoshi@isc.chubu.ac.jp

◎近畿都市学会 〒530-0001 大阪市北区梅田 1-2-2-600 大阪駅前第 2 ビル 6 階 大阪市立大学大学院創造都市研究科 小長谷研究室内

e-mail: info@kintoshi.org

◎中四国都市学会 〒700-8530 岡山市津島中 3-1-1 岡山大学教育学部 川田研究室内 TEL: 086-251-7617 / FAX: 086-251-7755

e-mail: tkawada@okayama-u.ac.jp

◎九州都市学会 〒839-8502 福岡県久留米市御井町 1635 久留米大学経済学部・文化経済学科 浅見良露研究室内 TEL: 0942-43-4411 / FAX: 0942-43-4797

e-mail: kyushu.toshigaku@gmail.com